

訪問看護・介護予防訪問看護における
契約書及び重要事項説明書

医療法人回生会
花時計訪問看護ステーション

訪問看護・介護(予防)訪問看護サービス契約書

様(以下、「利用者」とします)と花時計訪問看護ステーション(以下「事業者」とします)は、訪問看護・介護(予防)訪問看護(以下「サービス」とします)のご利用について次のとおり契約します。

第1条(契約の目的)

事業者は利用者に対し、健康保険・介護保険等に関する法令の趣旨に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、日常生活ができるよう、このサービスを提供します。

第2条(契約期間)

本契約の有効期間は令和 年 月 日から利用者の要介護(要支援)認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合は、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条(訪問看護計画の作成)

- 事業者は、介護保険においては居宅サービス計画に沿って、利用者の訪問看護計画を作成します。健康保険利用者においては、主治医の指示に従って、利用者の訪問看護計画書を作成します。作成後は、いずれも利用者へ説明し同意を得たうえで交付します。
- 事業者は、自らその提供する指定訪問看護の評価を行い、常にその改善を図ります。

第4条(サービスの内容)

サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明をします。また、利用者の事情・意向に十分配慮するものとします。

第5条(サービスの利用料)

利用者は訪問看護サービスについて、重要事項説明書に定める所定の利用に基づいたサービス利用料金を事業所に支払うものとします。

- 毎月1か月ごとに計算し、翌月の10日前後に利用料金をお伝えしますので、直接担当看護師にお支払いください。
- 事業者は利用者から料金の支払いを受けた場合はその領収書を発行します。

第6条(利用者からの契約解除)

利用者は、事業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除できます。

- 事業者が、正当な理由なく、本契約に定めるサービスを提供せず、利用者の請求にも関わらず、これを提供しようとしめない場合。
- 事業者が、第14条に定める守秘義務に違反した場合。
- 事業者が、利用者の身体・財産・名誉を傷つけ、又は、著しく不信行為を行うなど、本契約を継続し難い重大な事由が認められたとき。

第7条 (事業者からの契約解除)

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

- 1 利用者が契約締結時に、利用者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知等を行いその結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 2 利用者が、故意又は重大な過失により事業者の生命・身体・財産・信用等傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合。
- 3 利用者による第5条に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間定めた督促にもかかわらずこれが支払われない場合。

第8条 (サービス提供の記録)

- 1 事業者は利用者に対するサービス提供に関する諸記録をつけることとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関するサービス実施記録を閲覧できます。
- 3 利用者は、当該利用者に関するサービス実施記録の複写交付を受けることができます。但し、利用者は交付に要する費用として、実費相当額を事業者に支払うこととします。

第9条 (契約の終了)

次の事項のいずれかに該当する場合には、この契約を終了します。

- 1 第6条に基づき、利用者から契約解除の意思表示がなされたとき。
- 2 第7条に基づき、事業者から契約解除の意思表示がなされ、予告期間が満了したとき。
- 3 利用者が、長期入院又は介護保険施設等へ入所した場合。
- 4 利用者の要介護・要支援状態区分が、自立とされた場合。
- 5 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
- 6 利用者が死亡したとき。

第10条 (緊急時の対応)

事業者は、現に訪問看護の提供を行っているときに、利用者の病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて緊急の手当をおこなうと共に、速やかに主治医への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じます。

第11条 (身分証携帯義務)

サービス従事者は、常に身分証を携帯し、初回訪問時及び利用者またはその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第12条 (賠償責任)

事業者は、サービスの提供に伴い、利用者又は家族の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は利用者に対し速やかに損害を補償します。

第13条(苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速にかつ適切に対応します。

第14条(個人情報保護)

事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めることとします。

- 1 事業者が得た利用者の又はその家族の個人情報については、事業所での看護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはあらかじめ文書で得ておき、利用者又はその家族の同意を得るものとします。
- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後にこれらの秘密を漏洩しないよう、従業員とも雇用契約内容に含めます。

第15条(居宅介護支援事業所等との連携)

事業者は、サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

- 1 事業者は、サービスの提供終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医および居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第16条(契約外条項)

本契約に定めない事項については、介護保険法等関係法令の定めるところを尊重し、利用者及び事業者の協議により定めます。

重要事項説明書

訪問看護・介護（予防）訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下の通りです。

▶ 1. 事業所の概要

法 人 名	医療法人 回生会
所 在 地	旭川市4条通11丁目右3号
代 表 者 氏 名	理事長 大西 智和

▶ 2. 事業所の概要

事 業 所 名	花時計訪問看護ステーション
所 在 地	上川郡東神楽町ひじり野南1条10丁目1番6号
管 理 者 氏 名	穴田 絵美
電 話 番 号	0166-83-6060
F A X 番 号	0166-74-5032
開 設 年 月 日	2016年2月1日

▶ 3. 事業の目的

事業所は、適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師が病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけ医師が指定訪問看護を必要と認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とします。

▶ 4. 事業所の運営方針

- (1) 訪問看護事業の提供にあたっては、関係市町村、地域内の保健・医療・福祉サービスとの密着な連携に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。
- (2) 在宅療養者の生活の質を維持・向上するために必要な看護サービスを計画的に提供しそのサービスの提供にあたっては、利用者及び家族の意思を尊重します。
- (3) 医療依存度の高い在宅療養者の訪問看護ニーズに積極的にに対応し、医師の指示に基づき質の高い看護サービスを提供します。
- (4) 質の高いサービスが提供できるよう、職員教育を推進し、サービスの品質管理に努めます。

▶ 5. 事業実施地域及び営業時間

(1) 実施地域

旭川市、東神楽町、東川町、美瑛町その他近郊

(2) 営業及び営業時間

【営業日】 月曜日から金曜日 9時から17時

【休 日】 土曜日・日曜日・国民の休日、8月15日、9月1日、12月30日～1月3日

- 緊急時対応型の事業所にて24時間連絡体制ができております。営業時間外でも対応しています。

▶6. 職員の体制

- (1) 管理者 1名【常勤兼務（看護師）】訪問看護事業の管理・統括
- (2) 看護師 2.5名以上【常勤換算、うち1名以上は常勤】

▶7. 事業所が提供するサービス内容

- (1) 病状・傷害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の援助
- (4) 皮膚潰瘍、褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション（看護師による）
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症・精神科患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) 各種カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置
- (11) 精神疾患の看護
- (12) 服薬管理と指導

▶8. 緊急時などにおける対策方法

訪問看護実施中に利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行います。主治医の連絡が困難な場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。

▶9. サービス利用に関する留意事項

- (1) サービス提供を行う看護師等
サービス提供時に、担当の看護師を決定します。ただし、訪問回数、病状やその他必要と認められたときは、固定しない場合があります。なお、ご利用者から特定の看護師等の指名はできません。
- (2) 当事業所は看護学生実習施設となっており、看護学生が同席する場合があります。なお同席を断られてもサービス利用上の不利益になることはありません。

▶10. 訪問の際の禁止事項

利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって次に挙げる行為は行いません。

- (1) 利用者もしくはその家族等からの金品の授受。
- (2) 利用者の家族等に対する訪問看護サービスの提供。
- (3) 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。
- (4) その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為。

▶11.サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合はやむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業者に対して暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) 性的な発言や不必要な身体接触、相手が不快に感じること全般、従業者への過大な要求や強要、土下座の強要などセクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント全般。
- (3) サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音など無断でSNSなどに掲載すること。

▶12.虐待防止のための措置に関する事項

- (1) 事業所は虐待等に対する相談窓口を設置し、利用者の人権の擁護・虐待等の防止に努めます。
- (2) サービスの提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等利用者を現に擁護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。
- (3) 虐待防止の為に指針を整備しています。
- (4) 虐待防止の為に対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について事業所内で周知徹底します。
- (5) 虐待防止の為に研修会を定期的実施します。

▶13.苦情申立・虐待相談窓口について

- (1) サービスに関する御相談や苦情については、下記の窓口で対応いたします。

【苦情・虐待相談窓口】 花時計訪問看護ステーション	担当者 穴田 絵美 電話番号 83-6060 FAX番号 74-5032 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）
------------------------------	---

- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申立等ができます。

【市町村（保健者）の窓口】 大雪地区広域連合（東川町役場内）	所在地 上川郡東川町東町16番1号 電話番号 82-2111 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）
【公的団体の窓口】 北海道国民健康保険団体連合会 介護保険関係	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電話番号 011-231-5161（代表） 受付時間 9:00～17:00（土日祝休み）

▶14.感染症対策等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しない様に、次に挙げる措置を講じます。

- (1) サービス提供者の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。
- (4) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備しています。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

▶15.業務継続に向けた取り組みの強化について

- (1) 感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施する為及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、該当業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

訪問看護利用料金表

介護保険による訪問看護サービス

【訪問看護】

■基本利用料金

1単位につき10円

訪問時間	20分未満	30分未満	60分未満	90分未満
料 金	314単位	471単位	823単位	1,128単位

【予防訪問看護】

訪問時間	20分未満	30分未満	60分未満	90分未満
料 金	303単位	451単位	794単位	1,090単位

■その他の加算

特別管理加算	(Ⅰ)	500単位/月
	(Ⅱ)	250単位/月
長時間訪問看護加算		300単位/回
複数名訪問看護加算	30分未満	254単位/回
	30分以上	402単位/回
ターミナルケア加算		2,500単位/死亡月
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)		600単位/月
夜間・早朝加算(18:00~22:00)(6:00~8:00)		25%を加算/回
深夜加算(22:00~6:00)		50%を加算/回
サービス提供体制加算(Ⅰ)		6単位/回
同一建物減算(Ⅰ)		10%減算/回
退院時共同指導加算		600単位/月
訪問看護処遇改善加算		所定単位数の1,8%を加算
初回加算	退院日に訪問した場合	350単位/月
	退院日の翌日以降に訪問した場合	300単位/月

* 利用者は負担割合証に記載されている1~3割のご負担

* その他の加算や算定方法等は介護保険法に準ずる

訪問看護利用料金表

健康保険による訪問看護サービス

【訪問看護】

■基本利用料

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	5,550円/日
	週4日目以降	6,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住（2人まで）	週3日まで	5,550円/日
	週4日以降	6,550円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ） 外泊中の訪問看護		8,500円/日
訪問看護管理療養費 1	月の初回	7,710円/日
	月の2回目以降	3,010円/日

■その他の加算料金

24時間対応体制加算		6,800円/月
特別管理加算	重症度の高いもの	5,000円/月
	上記以外	2,500円/月
ターミナルケア療養費		25,000円/死亡月
緊急時訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日
	月15日目以降	2,000円/日
夜間・早朝訪問看護加算（18:00～22:00・6:00～8:00）		2,100円/回
深夜加算（22:00～6:00）		4,200円/回
退院時共同指導加算		8,000円/日
退院支援指導加算		6,000円/日
	厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者	8,400円/日
特別管理指導加算		2,000円/日
複数名訪問看護加算		4,500円/週1回
難病等複数回訪問看護加算	1日2回訪問した場合	4,500円/日
	1日3回以上訪問した場合	8,000円/日
訪問看護医療DX情報活用加算		50円/月
訪問看護遠隔診療補助（1日につき）		2,650円/月
訪問看護物価対応料	月の初日（R9）	60円/日（120円）
	2回目以降（R9）	20円/日（40円）
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	令和8年度	1,080円/月
	令和9年度	2,650円/月

* 上記料金額は厚生労働省告示に基づく10割の額、利用者は加入する保険制度等により1～3割負担。

* 指定難病、労災等の公費適用可能です。

* その他の加算や算定方法等は厚生労働省告示に準ずる。

【精神訪問看護】

■基本料金

精神科訪問看護基本療養費（Ⅰ）	週3日まで	30分未満	4,250円/日
		30分以上	5,500円/日
	週4日目以降	30分未満	5,100円/日
		30分以上	6,550円/日
精神科訪問看護基本療養費（Ⅳ） 外泊中の訪問看護			8,500円/日
訪問看護管理療養費 1	月の初回		7,710円/日
	月の2回目以降		3,010円/日

■その他の加算料金

24時間対応体制加算		6,800円/月
特別管理加算	重症度の高いもの	5,000円/月
	上記以外	2,500円/月
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで	2,650円/日
	月15日目以降	2,000円/日
夜間・早朝訪問看護加算（18:00～22:00・6:00～8:00）		2,100円/回
深夜加算（22:00～6:00）		4,200円/回
複数名訪問看護加算		4,500円/週1回
訪問看護医療DX情報活用加算		50円/月
訪問看護遠隔診療補助（1日につき）		2,650円/月
訪問看護物価対応料	月の初日（R9）	60円/日（120円）
	2回目以降（R9）	20円/日（40円）
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ	令和8年度	1,080円/月
	令和9年度	2,650円/月

* 上記料金額は厚生労働省告示に基づく10割の額、利用者は加入する保険制度等により1～3割負担。

* 自立支援法適用可能です。

* その他の加算や算定方法等は厚生労働省告示に準ずる。

■その他の利用料金（保険外自己負担）

在宅で死後処置を行った場合（エンゼルケア）	5,000円
有料駐車場	使用時都度

個人情報の利用目的と取扱いについて

当事業所では、利用者様の個人情報を以下のように取り扱います。

1. 個人情報を利用する目的

- (1) 利用者様への適切な訪問看護サービスを提供するため。
- (2) 上記(1)の他、主治医、介護支援専門員、介護サービス事業者等との連携調整のため。
- (3) 医療機関受診・入院・救急搬送した場合の医師・看護師等への情報提供のため。
- (4) 保険請求業務のため。
- (5) ご家族への病状説明のため。
- (6) 医療関係実習生受け入れ時にカルテ開示、情報提供、同行訪問する場合。

2. 個人情報の第三者提供について

利用者様の個人情報は、あらかじめ利用者様の同意をいただくことなく、外部に提供することはありません。

ただし、下記の利用目的該当する場合は、利用者様から特にお申し出がない限り、訪問看護サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、利用者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

- (1) 主治医への報告、指示、助言を求める場合。
- (2) ケアマネジャー、介護保険事業者との連携・照会への回答。
- (3) 国保連合会、社会保険事務局への保険請求、照会への回答。
- (4) 当事業所において行われる実習受け入れ時の情報提供。
- (5) 行政・外部監査機関による運営指導・監査対応のための情報提供。

3. 個人情報に関するお問い合わせ

開示請求・訂正・削除を請求される場合は、下記にお申し出下さい。

問い合わせ：花時計訪問看護ステーション 管理者 穴田 絵美
TEL：0166-83-6060
FAX：0166-74-5032

契約書

訪問看護及び予防訪問看護サービス契約を証するため、本書2通を作成し、利用者及び事業所の双方が署名の上、それぞれが1通ずつ保管するものとします。また、その提供にあたり、利用者に対して本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

契約締結日

【事業者】

名称 医療法人回生会
住所 旭川市4条通11丁目右3号
代表者 理事長 大西 智和

【事業所】

名称 花時計訪問看護ステーション
住所 上川郡東神楽町ひじり野南1条10丁目1番6号
代表者 穴田 絵美

私は、当事業所の利用契約内容、及び重要事項の説明を受け、訪問看護及び介護予防訪問看護サービスの提供に同意します。

【利用者】

住所 _____

氏名 _____

私は、本人の契約意向を確認し署名を代理します。

【代理人】

住所 _____

氏名 _____

(利用者との続柄：)